

2-3 国内各大学における対応調査結果

2-3.1 調査要領

日本国内各大学及び公的研究機関の知的財産に係る規程やポリシーについて(1)資料による調査(2)ヒアリング調査、の2通りで調査を行った。実験ノートの導入状況については、(3)文書などによる問い合わせを行った。各方法の詳細を次に述べる。

(1) 資料による調査

各機関のホームページ、一般配布しているパンフレットや資料類など、公開情報をもとに、知的財産取扱いに係るルールを調査した。主な調査項目としては 知的財産(主に発明、マテリアル)の帰属先 機関帰属とする知的財産の範囲、機関帰属決定のルール 研究者が移動した場合の知的財産取扱いに関する取決めの有無、以上3項目である。調査対象とした機関は、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、山口大学、九州大学、京都薬科大学、大阪市立大学、慶應義塾大学、立命館大学、産業技術総合研究所、以上11機関である。調査時期は平成16年10月から12月である。

(2) ヒアリング調査

(1)で調査を行った機関のうち、九州大学、名古屋大学、産業技術総合研究所については、それぞれの知的財産を取り扱う部署にヒアリングを行った。主なヒアリング項目は 知的財産の帰属に関する考え方・規程 研究マテリアルの取扱い 研究者が移動したときの知的財産取扱いの考え方 研究者等の移動に伴いこれまでに発生した問題、以上4項目である。

(3) 文書などによる調査

実験ノート導入の状況について、文書により問い合わせを行った。調査対象とした機関は、東北大学、広島大学の2機関である。京都大学における状況は、医学領域拠点における取り組みをまとめた。

2-3.2 知的財産に係る規程やポリシーに関する調査結果

平成16年4月の国立大学法人化を始めとして、現在大学を取り巻く環境は大きく変化している。法人化に伴う特許等知的財産の機関帰属への移行を踏まえ、大学等

における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制の整備を支援するため、文部科学省では、平成 15 年度より「大学知的財産本部整備事業」を実施しており、平成 16 年度は合計 43 件が採択された。これにより、各大学、研究機関では知的財産体制の整備・拡充が進み、平成 17 年 1 月現在、40 機関が知的財産ポリシー、41 機関が職務発明関係規程を整備するまでに至っている¹⁾。

また、総合科学技術会議の平成 16 年 5 月 26 日報告書²⁾には、「原則機関帰属ルールを採用している大学等に所属する研究者が他の機関へ移動した場合の、その研究者の研究成果である発明等の取扱いについては、その発明等が生じた時点で所属している機関の取扱いルールに基づくものとするのが望ましい。」とされており、研究者の移動に伴い発生する問題を想定した取扱いルールづくりが望まれている。

国内 11 機関の知的財産帰属ルールの現状を図表 2.3.1 にまとめる。国立大学法人化に伴い、ほとんどの国立大学法人が職務発明の原則機関帰属を規程等で定めている。研究マテリアルについては、各国立大学法人間で規程の整備状況に差異が見られる。公立大学については平成 17 年度の独立法人化に向けて検討中であるが、現状では知的財産は原則個人帰属としているようである。また、私立大学も、国立大学の法人化を契機に知的財産の原則機関帰属化を検討している機関が目立つ。また、大学に先駆けて法人化した独立行政法人産業技術総合研究所ではほとんど全ての知的財産を機関帰属として管理している。

図表 2.3.1 に示されるように、国内の各研究機関のほとんどが職務発明について機関帰属を原則とし、または、機関帰属に向けて検討が進んでいる。しかしながら、研究マテリアルについては、機関間の差が非常に大きく、取扱いルールを検討している機関もあれば、全く検討していない機関もある。

図表 2.3.1：各機関の知的財産の帰属について

知的財産の帰属について 規定*	発明（特許）	研究マテリアル	備考
東北大学	機関帰属	検討中	マテリアルの管理についての規定はある
	規定あり	規定なし	
東京大学	機関帰属	機関帰属	マテリアル管理は研究者
	規定あり	規定あり	
名古屋大学	機関帰属	機関帰属	マテリアル管理は研究者
	規定あり	規定あり	
京都大学	機関帰属	機関帰属	
	規定あり	規定なし	
山口大学	機関帰属	規定なし	
	規定あり		
九州大学	機関帰属	機関帰属	
	規定あり	規定なし	
京都薬科大学	個人帰属	規定なし	平成 13 年施行の規程により個人帰属
	規定あり		
大阪市立大学	個人帰属	規定なし	法人化を控え、知財の取扱いについては検討中とのこと
	規定あり		
慶應義塾大学	個人帰属	検討中	機関帰属に向け検討中
	規定あり	整備中	
立命館大学	機関帰属	検討中	マテリアルに関する対応は随時
	規定あり	規定なし	
産業総術総合研究所	機関帰属	機関帰属	
	規定あり	規定あり	

*ポリシー、規則、規程などに「帰属」について明記されているか否か。

次に、職務発明について原則機関帰属とした大学について、機関帰属となる発明の範囲、機関帰属の考え方を調べた結果は次のとおりである。

東北大学：知的財産の創出行為がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その創出をするに至った行為が本学における教職員等の現在又は過去の職務に属する

教職員等が創出した知的財産及び知的財産権

東京大学：公的資金または大学の資金を用いて大学において行った研究、または大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明等

名古屋大学：本学で生み出される発明で、教職員が本学の費用その他の支援に基づいていた場合、または本学が管理する施設設備を利用して行った研究の成果

京都大学：本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて行った発明等

山口大学：本法人の予算その他の支援の下に行う研究等又は本法人が管理する施設設備を利用して行う研究等によって職員等が創作した知的財産

九州大学：本学の業務範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が当該職員等の現在又は過去の職務に属するもの

立命館大学：その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学におけるその者の現在または過去の職務に属する発明。本学が支給又は管理する資金を使用して行った研究、または本学の施設又は設備などの資源を利用して行った研究の結果生じた発明

機関帰属とする発明の範囲については、「機関の業務範囲に属する」「現在及び過去の職務に属する」「大学の資金を使用」「大学の施設、設備を利用」といった共通の用語が使われている。大学では、民間企業と異なり、所属する研究者の職務は必ずしも明確とはいえないため、大学の資金や施設、設備などを利用することで「大学がサポートした」といえる発明を機関帰属の対象として定義する機関が多いようである。また、各大学とも、職務発明に関する規程の適用対象となるのは各機関に所属する教職員である。

これらの規程の適用対象が現職の「教職員」であることを考えると、他機関に移動した後には移動前の大学の規程は適用されないことになる。つまり、発明が完成した時点で所属している大学の職務発明規程に従い、その発明の帰属は決定されると考えられる。この、発明完成時を基準にする考え方は、東北大学、名古屋大学や山口大学の規程の文面に明らかに現れている。

さらに、これらの大学等の中で、教職員が移動した際の知的財産の取扱いを規程等において明文化している大学は東北大学、京都大学、山口大学、九州大学の四大学であり、それぞれ下のように規定されている。いずれにおいても、移動に伴う「権利の帰属」については規定しているが、移動後の「権利の利用」や研究の継続に関しては触れられていない。

東北大学：教職員等が本学における身分を失った後に、出願等の権利保全のための

措置を講じた知的財産がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その創出をするに至った行為が本学における教職員等の過去の職務に属すると認められる場合には、当該知的財産を本学に譲渡し、東北大学帰属とする。(国立大学法人東北大学発明等規程第9条)

京都大学：研究者等が、他の大学等研究機関から本学に赴任又は本学から他大学等へ赴任することに伴い、職務発明等が本学を含む複数の大学等に関連する場合、発明を届出なければならない。また、(大学は)当該特許等を受ける権利を共有することとなる他大学等とそれぞれの持分について協議を行うものとする。研究者等が、海外の研究機関において客員研究員等として挙げた研究成果は、当該研究機関の内部規程及び当該国における関係法令に従う。(京都大学発明規程第21条、一部省略)

山口大学：職員等が転退職し、又は在籍関係等を終了した後においても、知的財産が当該転退職又は在籍関係等終了前の職員等に係る職務発明に該当するときは、発明等規則の定めるところによる。(国立大学法人山口大学職務発明等規則第18条)

九州大学：本学を退職(他機関への移動を含む)した後、本学在職中に行った研究の成果をもとに特許出願等を行おうとする場合は、あらかじめ知財本部長に届け出る。届出を受けた知財本部長は、必要に応じ、教職員の移動先機関とその取扱いについて協議する。(九州大学知的財産取扱規則第14条)

職務発明を原則機関帰属とする大学のうち、研究者が移動した際の知的財産の取扱いを定めている大学は大変少ないが、それぞれの機関が特徴的なルールを導入していることが分かる。

東北大学の規程では、転退職後に特許出願や出願の準備を始めた発明についても、東北大学の職務として行った研究により創出された発明であれば、東北大学に帰属するとしている。ただし、実際の運用としては、転退職後に特許出願をしようとする場合には東北大学に届け出た上で、発明者、及び、転職の場合は転職先機関と当該発明の扱いを協議するという。

京都大学では、発明が完成する過程で複数機関に関与した場合、京都大学からの転出、京都大学への転入どちらについても大学に届け出る義務を課している。その上で、機関間の協議により、当該発明の取扱いを決定する。さらに、京都大学の身分を持ちつつ海外の研究機関で研究した成果としての発明の取扱いについては「当該研究機関に従う」と定めており、興味深い。

山口大学では、大学から転退職した後、職務発明に該当する発明については、山口大学の職務発明規則が適用される、つまり原則山口大学に帰属することを明確に

している。(山口大学では、在籍中は、職務発明であるか否かに関わらず、創作した知的財産は全て大学に届け出て、大学が職務発明か否か、大学が承継を維持するか否か、を決定することになっている。)

九州大学では、転退職後に九州大学での成果に関連する出願をしようとする場合には大学に「届け出ること」としている。

上記のとおり、各大学ではそれぞれ研究者が移動した際のルールを制定しているが、上記4大学が規定している内容については、大きく2パターンに分けることができる。

例えば山口大学のケースでは、転退職後、「職務発明であれば」原則山口大学帰属とすることにしており、山口大学在籍中に完成した発明について移動後の取扱いに関する規則が設けられていると解釈できる。これは、東北大学も同様である。この場合、「職務発明」と判定する主体が明確でないため、細則や運用ルールで定めておく必要があると思われる。

一方、九州大学のケースでは、発明完成が退職後であっても、在職中の研究の成果に基づく発明である場合には、大学への届出義務を課すこととしている。これは京都大学でも同様であるが、京都大学ではさらに、発明完成時期に関わらず、その過程で京都大学を含む複数機関が関与していれば大学への届出義務を課している。これらの場合、届出後は機関同士の協議により帰属が決定されることになる。

ところで、大学における研究者の移動に伴う知的財産帰属の最も大きな問題とは、「移動に伴い複数の機関が一発明の完成に貢献している際のその発明の帰属先について」、より具体的には「研究者が研究テーマを継続しつつ移動することに伴って、その研究に多くの資源を費やしそのほとんどをサポートしたのは移動前の大学であり、発明完成が移動後であった場合のその発明の帰属先をどうするか」ということである。上に例示した4大学の規程で、この問題が解決するかどうかについて考えてみると、まず山口大学、東北大学パターンでは、明らかに移動前、つまり在職中に完成した発明について規定しているから、2機関をまたいで完成した発明についてはカバーしていないため、転出後に完成した発明については把握する方法がない。一方、九州大学、京都大学のパターンでは、移動前の機関が届出を受けることで機関間の協議に持ち込むことができ、より好ましいが、協議先機関が発明完成時を基準に帰属を決定することに固執すれば、柔軟な対応は取れない。

以下に、上記4大学間で研究者の移動があった場合の知的財産権の帰属について、ケーススタディとして記載する。

ケーススタディ 1：東北大学→九州大学、発明完成は九州大学移動後

この場合、発明完成が九州大学であることから、東北大学としては「その創出をするに至った行為が本学における教職員等の過去の職務に属する」と認められないので東北大学の規格外となる。九州大学としては「本学の業務範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が当該職員等の現在又は過去の職務に属するもの」であるから職務発明として九州大学に帰属する。

ケーススタディ 2：山口大学→京都大学、発明完成は京都大学移動後

山口大学としては「本法人の予算その他の支援の下に行う研究等又は本法人が管理する施設設備を利用して行う研究等によって職員等が創作した知的財産」ではないので無関係。京都大学は、届出を受けた上で、職務発明に該当するかを判断する。

ケーススタディ 3：九州大学→京都大学、発明完成は移動前、出願は移動後

発明者は九州大学の規則に従い、九州大学に届け出る。と同時に京都大学の規程に従い、京都大学にも届け出る。その後は機関同士の協議により帰属が決定される。

次に、九州大学、名古屋大学、産業技術総合研究所に対するヒアリング調査の結果を報告する。どの機関も、研究者の移動に伴う知財の帰属問題については、移動前後の機関同士で話し合うことを基本としており、柔軟な対応をとろうとする姿勢がうかがえた。

移動に伴う発明の利用については、発明者が移動後に特許技術を使用することを認め、試験・研究の範囲で使うにあたっては実施契約もしない（九州大学・産業技術総合研究所）。

移動に伴うマテリアルの利用については、移動先が非営利の研究機関であれば無償での使用許可や、所有権の移転も考慮することで対応している一方、移動先が営利機関である場合には、有償で使用を許諾するというのが名古屋大学と九州大学共通の考え方のようなのである。その際、MTA を結ぶことを原則としているため、業務量の増大が懸念される。また、名古屋大学では、研究マテリアルの帰属は大学、管理は研究者自身であるため、研究者の移動に伴い管理と帰属の分離問題が発生する可能性もあり、危惧しているとのこと。

研究者が創出する知的財産のうち、特許と研究マテリアル、研究マテリアルとノウハウ、など複数のものが関連するケースも少なくなく、研究者が移動する際に問題になる可能性も考えられるが、その都度ケースバイケースで対応しているようで

ある。

研究者の移動に伴う知財の帰属および利用の問題は複雑であり、一義的にルールを決めれば解決する問題ではないため、ケースごとに研究者や関連機関と協議の上解決することが重要であろうというのが、どの機関にも共通する意見であった。

2-3.3 実験ノートに関する調査結果

実験ノートの導入状況については包括的な調査は実施しなかったが、京都大学医学部、医学研究科における取り組みについてまとめ、また東北大学、広島大学の取り組みについて文書による聴取を行った。結果のまとめを図表 2.3.2、2.3.3 に示す。

実験ノートについては、企業における米国でのインターフェアレンスに対応した、いわゆる Laboratory Notebook の様式があり、知的財産の厳密な管理という点ではこの様式の導入が必要になる。この視点で対応しているのが、京都大学の医学領域と東北大学の先進医工学研究機構である。発明の価値が高く、米国での特許成立を重要と考える場合には Laboratory Notebook は必要であり、多くの製薬企業などの研究所は使用されている。ただし、この書式を忠実に実行するには、規定された記載方法に従う、本人及び証人の署名をするなど、大変な労力を要し、大学全体で実施可能なものではない。

一方、広島大学の取り組みのように、研究者への知的財産の記録としての啓蒙を兼ねた取り組みは全学的に実施が可能である。米国大学のヒアリング調査でも、大学が実験ノートを配布し、使用方法、知的財産としての意義を啓蒙している大学はあり、これらの取り組みは参考になる。Laboratory Notebook のように実験ノートを機関で厳密に管理するまでの対応は必要ないが、実験ノートを普及させることは、研究者自身にとって成果を確実に知的財産として確保することにつながると共に、知的財産を管理する部署においても様々な問題の円滑な解決に役立つと考えられ、一層の導入促進が期待される。

図表 2.3.2：各大学の取り組み 1

	京都大学	東北大学	広島大学
導入部局	医学領域(医学部、薬学部等)	先進医工学研究機構	全学部
導入時期	平成16年6月	平成16年6月	平成16年1月
導入主目的	米国でのインターフェアレンスへの対応	米国での特許係争等への対応	秘密情報の明確化と管理の動機付け等
配布数 <small>平成16年10月現在</small>	40冊	57冊	1,000冊
代金	無償	無償	無償

図表 2.3.3：各大学の取り組み 2

	京都大学	東北大学	広島大学
使用説明	実施	実施	適時実施しているが全員ではない
ノートの管理	医学領域拠点で管理台帳で管理	通し番号を降り機構で管理	管理は研究室に一任
記載事項	大学名、通し番号、大学の資産明記、本人署名、証人署名、その他記入方法	大学名、通し番号、大学の資産明記、本人署名、証人署名、その他記入方法	大学名、本人署名、証人署名、その他記入方法
退職、転職時の対応	大学に返却	大学に返却	研究室に一任
その他			ノートの普及に主眼

参考資料：

1. 文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課、『大学知的財産本部の整備状況』(平成17年1月)
2. 総合科学技術会議(知的財産戦略専門調査会) 報告書『知的財産戦略について - 大学等の優れた知的財産の創造及び活用をめざして - 』